

# 水害時における自治体の電報利用と情報伝達

明治中期の埼玉県を事例として

山下 琢 巳

## I はじめに

本研究は、明治期において距離の離れた地点における最も速い通信手段であった電報を資料とし、水害時における自治体と被災地点とのやり取りを通して、資料としての電報の意義と、情報伝達の実態を歴史地理学の観点から明らかにすることを目的とする。

ところで、これまで歴史地理学の分野における水害常襲地域の研究は、過去における水害の頻度、被害の範囲、人的・物的損失の復元を主眼とし、それらが微地形や土地利用といかに関連しているかという、景観的特徴から議論されてきた<sup>(1)</sup>。また、国内の場合、水害はとくに梅雨時から台風シーズンに多く発生するため季節性を有する。それゆえ、多雨期における河川の増水を見越した生活サイクルや社会組織、生業形態の存在が明確であり、それらの存在や機能からも水害常襲地域の研究がなされてきた<sup>(2)</sup>。

一方、近年における水害を含めたいわゆる災害研究では、日常からの被害想定やそれらの周知徹底、災害時における情報伝達の在り方や、それらが実際にいかに機能したかという事後の検証が重要なものとなっている<sup>(3)</sup>。これらはコンピューターによる解析が容易になった今日において特に注目されており、3月11日の東日本大震災に関する研究も今後次々と公表されるものと思われるが、では過去における情報伝達はどのようなものだったのであろうか。

筆者はかつて明治期に存在していた水防組合の日誌から、河川の増水時に破損した堤防の修復工事に、いつ、どのような資材と人員を招集したのかについて検討し、その中で水制工<sup>(4)</sup>を作るための竹や丸太が常に不足し、計画通りに工事が進捗していない実態を明らかにした<sup>(5)</sup>。ところで、堤防上で実際に行われた警戒や水防活動は、当該の水防組織に残された日誌等によって明らかにされるが、これらは増水が止まり組織として緊急事態を脱した後に改めて集計、記載されたものである。一方で電報による記録は、それら日誌に報告記載する前段階の、時間ごとに刻々と変化する河川の状況や人員、物資の状況を生々しく伝える資料として位置づけられるが、これまでには活用されてこなかった。

電報を一次資料とする研究は、政治史や電報事業の発達史の枠組みの中で<sup>6)</sup>、外交電報の分析や、特定の企業や産業の経営に関するものが存在しているが<sup>7)</sup>、電報そのものを分析対象とすることはほとんど試みられてこなかった。これは、1) 迅速性を要する情報の伝達が、後に電話に取って代わられること、2) 電報は文字数に制約を受けるため独特の符丁が用いられることが多く、当事者以外が意味を理解することが困難なこと、3) 数枚程度の残存では対象の全体像が掴みにくいこと、4) 電報の内容を後に集計した情報も、十分に第一次資料として扱えること（とくに、相場の情報、日報、日誌など）が要因と考えられる。しかし、刻一刻と状況が変化する中で交わされる緊急性の高い情報の場合、その情報伝達が行われた時刻や内容そのものが、水害や災害を研究する際の新たな指標となりうると思う。そして、自治体と水害発生地点では、いつどのような情報のやり取りにより、河川の状況を把握し、個々の指示や要請につながっていたのかを明らかにすることが可能となる。

本稿は、明治27年(1894)8月に江戸川右岸で発生した水害のうち、埼玉県立文書館に所蔵された、埼玉県当局(内務部第二課)<sup>8)</sup>と直接水害に瀕する郡や町村、そして江戸川沿岸に派遣され現地での活動で陣頭指揮を執った県職員(県属・技手・技師)<sup>9)</sup>との電報のやり取りから、水害時における行政の情報伝達の実態を明らかにする。そのため、まずⅡ章において埼玉県における電信網の整備状況を把握し、Ⅲ章において当時の埼玉県を流れる河川の位置関係を把握した後、Ⅳ章において水害時の電報利用の実態を検討していく。

## Ⅱ 埼玉県における電信網の発展

本章では、埼玉県と水害にあった現地との意思疎通が電報で可能となる前提として、電信網の整備について「関東電信電話百年史」<sup>10)</sup>を参考に概観してみたい。

日本において電報の利用が開始されたのは明治2年(1869)である。その後、日本の電信網は首都東京と各地を結ぶ形で整備が開始される。埼玉県には、東京から新潟に伸びる中山道に沿った電信線と、日光街道に沿って青森に伸びる電信線が県を縦断する形で存在していた。しかし電信線の架設当初は、埼玉県内を通過するのみで、電信局は設置されなかった。それゆえ、東京からの電信網整備が進む初期の段階では、埼玉県内においてはインフラとしての電信線が存在するものの利用はできないという状況であった。

明治11年(1878)になると、中山道において浦和と熊谷が、2年後の明治13年(1880)には本庄において電信局が設置される。その後明治21年(1888)に川越まで電信線が架設され、翌22年(1889)に、それまで鉄道で利用されていた電信の一般利用が開始される。これによりまず鴻巣駅、深谷駅の利用が可能となった。明治25年(1892)には秩父大宮、幸手、深谷、児玉、

寄居、忍など6局が一斉に開設となる。このうち秩父大宮の電信線は横浜にも直結していた。また、県内で2番目に早かった本庄や深谷は、渋沢栄一の出生地として知られる。渋沢はその政治力を発揮して電信局を誘致し、出身地周辺において養蚕の相場情報がいち早く入手できるように便宜を図ったといわれている。秩父大宮が横浜とも直通の電信線を有していたのも養蚕の集散地として機能していたからであり、養蚕に関する相場や輸出の情報がいかに重要視されていたかがうかがえる。

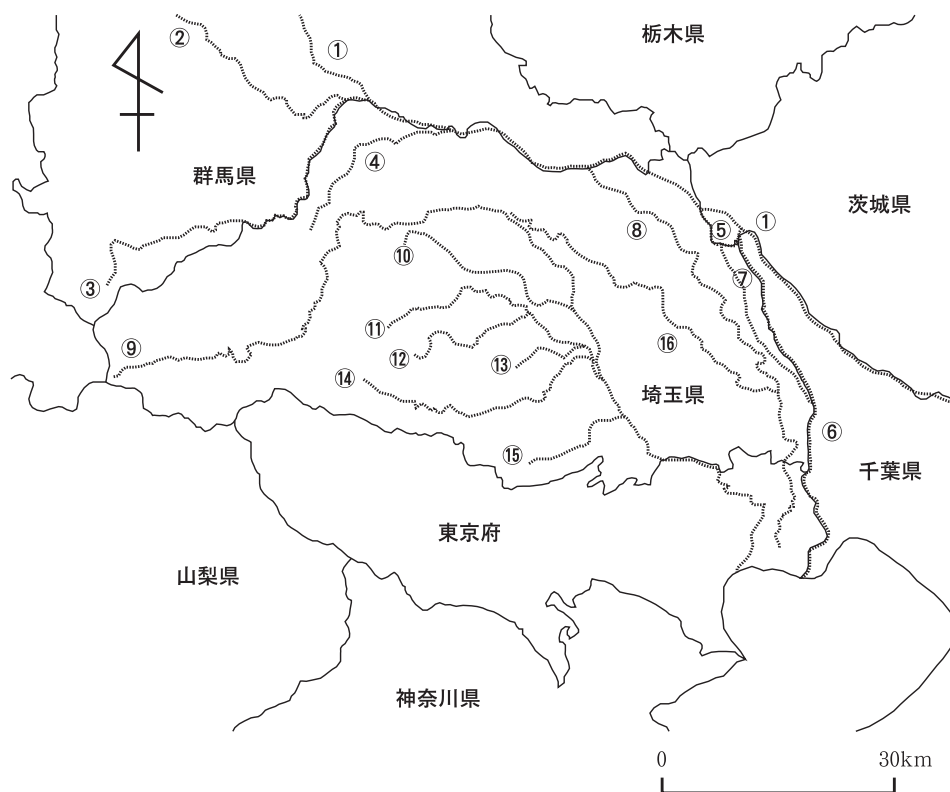
一方、日光街道では、鉄道駅の栗橋に続き、草加、粕壁、杉戸が開局する。埼玉県東部における電信局の設置は中山道以西と比べて遅れたが、おおよそ明治25年までには県内の主要地域に電信局が設置され、浦和の電報局を通じて県庁と各地とが電信網で結ばれる状況であったと考えられる。本稿で検討を行う明治27年(1894)の北葛飾郡豊岡村は、権現堂川から江戸川が分流した地点から1.5kmほど下流に位置している。豊岡村から利用する電信局は、前述した日光街道沿いと、東北本線の駅、すなわち、草加、粕壁、幸手と、栗橋駅の利用が想定される。このうち豊岡村から最も近い幸手までが約5km、栗橋までは約8kmの距離である(図1)。



図1 研究対象地域および埼玉県における電信取り扱い地点  
 「明治二十二年埼玉県管内全図」, 「関東電信電話百年史」より作成  
 1) 地名は電信局の位置および電報を取り扱う駅を示す。  
 2) (地名) は電信取り扱いのない駅を示す。

### Ⅲ 埼玉県を流れる河川の位置関係

埼玉県内を流れる主要な河川は、大きく分けて利根川水系と荒川水系の二つに位置づけられる。しかしこの分類も江戸時代初期に開始される利根川東遷事業からも明らかなように、埼玉県中部から東部にかけての比較的標高の低い台地と沖積平野上を、人工的に改変した結果生まれたものである<sup>(1)</sup>。このうち、とくに埼玉県の東部では、河川の統廃合や用水化も時代ごとに進展したため、どこにどのような河川が存在し、それらが分流、合流するのかが複雑なものとなっている。それゆえ本章では、明治22年(1889)頃の利根川、荒川水系各河川の位置関係を改めて整理しておく(図2)。



- |       |            |        |       |        |
|-------|------------|--------|-------|--------|
| ① 利根川 | ② 烏川       | ③ 神流川  | ④ 小山川 | ⑤ 権現堂川 |
| ⑥ 江戸川 | ⑦ 庄内古川     | ⑧ 古利根川 | ⑨ 荒川  | ⑩ 市野川  |
| ⑪ 都幾川 | ⑫ 越辺(おっべ)川 | ⑬ 小畔川  | ⑭ 入間川 |        |
| ⑮ 柳瀬川 | ⑯ 元荒川      |        |       |        |

図2 水量報告のある河川の位置関係

「水害ニ関スル書類」より作成

まず、利根川は群馬・埼玉県境を流れ、左岸で鬼怒川を合流したのち、右岸において権現堂川を分流する。権現堂川は3 kmほど南西方向に流れ、さらに南に向かう庄内古川を分けた後、同様に南流する江戸川と、北東に向きを変える逆川となる。逆川は約2 km流れるとふたたび利根川と合流する。それゆえ逆川、利根川の合流地点では、水の流れが利根川合流側に向かったり、その逆であったりと、その時の水量に応じて流れる向きを変えており、このことにより江戸川に流入する水量を制御する役割を持っていた。なお、前述した庄内古川は吉川付近で江戸川に合流する。このほかにも埼玉県北部には、江戸時代以前の利根川の主要な流路が、明治時代においても小河川として残存していた。そのうち主要なものが古利根川であり、江戸川と最小で5 kmほどの距離にまで近づくが、最後まで合流せずに埼玉東部低地を流れ下る。この古利根川は上流部を騎西用水とも呼び、利根川の乱流路を利水のために整備した分流である。

次に、荒川水系について見ると、多くの支流は武蔵野台地を刻みながら谷地として流れてきた中小河川であり、荒川の左岸に合流する。しかし、荒川の旧流路の一つは、浦和や大宮の市街地が立地する台地の北を通り東部低地に流れ出る。これが元荒川で、南東方向に流れ下ったのち吉川付近で古利根川と合流する。それゆえ、利根川水系と荒川水系は、互いの旧流路において一つに合流していたことになる。これら複雑に入り組む中小河川は、すべて利根川、荒川本流の増水に連動して放水路や遊水池機能を持ちつつ増水が時間差で進行していく。このことが埼玉県にとって治水を統括するうえで大きな困難となっていたことが想定される。

## IV 電報文の内容

### 1) 水位報告の具体例

本章では、電報の内容を3つに分類し、それぞれの特徴について述べていくこととしたい。まず電報は、各河川に設置された量水標の観測地点から埼玉県宛への水位報告として利用されていた。図2は県がその報告を受ける河川も併せて表しているが、このうち利根川、荒川は河川が長く、また支流の合流ごとに水位の変化が大きいため、複数地点に量水標が設置されていた<sup>(12)</sup>。また、興味深いのは、烏川、神流川のように群馬県内を流れる河川の水量報告も埼玉県に届けられることである。神流川は流路の約半分ほどが群馬・埼玉の県境であるため、右岸は埼玉県への影響が大きい。また、江戸時代から利根川舟運はこの神流川の合流地点である倉賀野河岸より下流で大形の高瀬船が運航されるなど、両支流のもたらす水量は利根川本流に大きく影響を与えるものであったことが知られている<sup>(13)</sup>。それゆえ、烏川、神流川の水位はそれより下流の利根川の水量を想定する重要な役割を有していたと考えられる。

水量の報告は、降雨がない場合は原則1日1回であるが、何日も雨が続き河川の増水が顕著と

なってくると、いわゆる「予断を許さない」状況となり、数時間おきに水位が報告される。雨があがり水量が減水に転じるとそれについて報告がされ、回数も平常通りの1日1回に戻る。

ところで電信文をみると、これらはすべて暗号のような符丁によって発信され、着信した電信文の脇にそれを解読した文章が付けられている（写真1）。このように、量水標の設置とその水位報告が電報により迅速に可能となったことで、今後の増水見込みや被害予想を立てることがある程度できるようになったと考えられる。



写真1 江戸川減水を報告する電報文

## 2) 水害発生とその後

8月12日に発生した水害は、19日に県職員が破堤地点から撤収することで応急工事が完了するため、県と現地との間で情報がやり取りされるのは8日間となる。現地や埼玉県の詳細な対応例は次項で検討することとし、本項では8日間における電報の発信、着信数について埼玉県を基準として集計してみる（表1）。埼玉県から各地への発信数を各日ごとにみると、堤防が決壊した12日は合計8通であるのに対し、翌13日が19通と、一連の水害対応の中で最も多い。また、水害発生当日には他府県知事（東京府、栃木県知事宛）や、翌日の内務省関連への電報（内務大臣、第一土木監督署署長）など、現場とは異なる行政機関、自治体への連絡が存在している。破堤地点とのやり取りは13日の5回が最も多いが、同日は東京出張中の県職員に6回の発信し、これが最多である。また、県職員宛は当初川俣村へ2回発信しているが、後に第一土功区（熊谷）や第二土功区（川越）の職員宛に変わる。現地は19日に撤収するが、県の発信数そのものも18日は0通、19日は第一土功区宛に1通のみと、後半はほとんど発信のない状況にあった。しかも県は16日以降の4日間は現地への指示を出していない。

一方、各地から埼玉県への電報に注目すると、破堤地点に派遣された県職員は当初幸手局と粕壁局を利用している。同様に幸手、粕壁両局は当該地域と周辺の郡村も利用しているが、水害発生翌日の13日以降になると粕壁局の利用はなくなる。ところで、埼玉県の第三土功区監督署は粕壁に設置されていたが、その最寄り電報局が利用されないということは、署員が堤防決壊現場から一旦粕壁に戻って県に報告するより、現場から近い幸手局などを利用する方が効率が良かったことを示す。また、13日には川俣村から2回、県職員が発信している。川俣村には河川改修工事に向けた現地の詰所があり、13日の2回の連絡はそこから人員を破堤地点に回す差配が行



表1 埼玉県と関係各機関、破堤地点との電信数（8月12日～8月19日）

埼玉県より各地への電報発信数

日付	東京出張	豊岡村破堤地点	川俣村	他府県知事	北葛飾郡長	特定の県職員	第一土功区	第二土功区	荒川流域	内務省管轄	不明	合計
8月12日	1	1	2	2	1	1	0	0	0	0	0	8
8月13日	6	5	0	0	1	0	1	0	2	2	2	19
8月14日	3	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	6
8月15日	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4
8月16日	1	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	4
8月17日	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	3
8月18日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8月19日	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
合計	14	8	2	2	2	2	5	4	2	2	2	45

各地より埼玉県への電報発信数

日付	幸手局利用		粕壁局利用		川俣村	東京	栗橋局利用	他府県	内務省管轄	第一土功区	荒川流域	その他	合計
	郡・村関係	県職員	郡・村関係	県職員									
8月12日	3	3	4	2	2	0	0	0	0	0	0	0	14
8月13日	0	5	1	0	0	4	2	1	1	3	1	0	18
8月14日	0	4	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	8
8月15日	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	4
8月16日	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
8月17日	0	2	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	5
8月18日	0	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	4
8月19日	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	3
合計	3	18	5	3	2	11	8	1	1	3	1	2	58

「水害ニ関スル書類」より作成

われたことを示す。一方で14日からは栗橋局の利用が始まる。これは、後述するように決壊地点に向けた資材搬入に関連する。ところで、県に向けての発信は東京出張者からも多く、これは資材調達と貨車の手配に関するものである。内務省管轄の2地点からは、13日中に返信があり、12日に埼玉県が発信した他府県からは、翌13日に返信をみた。これらはいずれも1回のみの発信受信であり、内務省や他府県とは頻繁に連絡を取った形跡はない。また、幸手、粕壁局を利用した破堤周辺郡村とのやり取りも、発生当日の12日の受信がほとんどで、13日以降は粕壁局からの1件のみである。

このように、水害に関する電報では、被害発生当日、あるいは翌日に発生当該郡村とその周辺自治体、あるいは国や他府県とのやり取りを行うこと、そしてそれとは別に堤防決壊当日から現地に派遣された実動部隊となる県職員と数回にわたるやり取りがあった。また、実動部隊も日が経つにつれて利用する電報局が固定されていき、当初分散配にあった人員が徐々に2か所の電報

局の利用に集約されていくことが、電報の利用状況からおおよそ明らかとなった。

### 3) 情報伝達の時間的推移

#### a. 8月12日

江戸川右岸、豊岡村大字花島地先の堤防は、8月12日午前10時頃決壊する。この事実は、どのような経緯を経て県当局の知るところとなったのであろうか。また、第一通報者はだれなのであろうか。本節では、時系列に沿ってその様子を確認してみたい（表2）。

埼玉県庁に一報が入ったのは、破堤から4時間後の午後2時になってからである。この電報の発信は県職員の岡田<sup>(14)</sup>からで、幸手局の発信時刻は14時、浦和への着信が14時13分となっている。豊岡村での破堤確認後、4時間も通報を放置しているのはいかにも不自然である。しかし、ここで前節に見た水位報告に再び注目してみたい。埼玉県では、増水が続く各地の水量報告から危険が迫っている地点を把握し、おそらくは先に人員を派遣して現地での対応にあたらせていたものと思われる。それゆえ堤防決壊まで、豊岡村の現地では懸命の水防活動が行われていたはずである。すでに現地に着していた岡田には、現場を指揮する裁量が認められていたものと考えられ、それが4時間のタイムラグとして現れたものと推察される。

ところで、豊岡村における江戸川右岸堤防決壊の知らせは、第一報の到着から1時間後の15時台に郡役所や隣接する村々からも報告される。江戸川右岸で破堤が発生すると、ほぼ並行して流れる庄内古川に洪水流が到達し、また別の地点での破堤を誘発する恐れもある。それゆえ、他村においても周辺河川の情報に敏感に反応し、県への報告となって現れたものと思われる。

16時を過ぎると、堤破報告から次の具体的な要請へと電報の内容が変化する。岡田からの「俵3万俵購入の上送れ」という電報と、南桜井村の石川からの「急水留早く頼む」という工事の要請がそれである。急水留工事の要請は21時台には南桜井村長、幸松村長も県に対して個別に送っている。この2村は豊岡村以南に位置しており、自村への洪水の流入を恐れていることがうかがえる。

次に、埼玉県の指示に注目して決壊後の対応を見ていくこととする。

水位報告などから、いくつかの地点において堤防の決壊を見越していた埼玉県であるが、実際に14時に堤防決壊の報を受けた後、17時20分になるまで電報の発信をしていない。しかも初めての発信は東京府知事に向けて、総武鉄道鉄橋の工事足場の状況を尋ねるものであった。その後ようやく今回の水害に対応する指示として、県職員である書記官の所在確認、雇員に対する帰庁指示など、人員の連絡体制の確認に入る。そして18時に北葛飾郡長に向けて、急水留工事を開始する旨を伝えている<sup>(15)</sup>。時系列により発信受信関係をみると、県が急水留実施を北葛飾郡に指示した後に、近隣村から急水留の依頼が届いた順番となる。また、県は18時23分に東京に



表2 江戸川水害時における情報のやり取り（明治27年8月12日）

埼玉県庁

時間帯	発信時間	着信時間	電 報 用 件	埼玉県あて 発信者	埼玉県より 宛先
14		1413	(幸手より) 1400 発信	豊岡村大字中島 岡田	
15		1528	(幸手より) 1509 発信	郡役所	
		1542	(幸手より) 1520 発信	各村惣代	
17		1715	(幸手より) 1635 発信	豊岡村松本モヘエ方 岡田 ①	
		1720	(幸手より) 1705 発信	技師 ①	
	1720		総武鉄道鉄橋の足場を取り払ったか？		東京府知事
	1730		書記官は本日どこに向かいどこを通る予定かすぐ報告せよ		各書記官
18	1800		すぐに帰庁あれ		伊東雇員 ③
	1800		急水留着手するので補助の官吏を待機させよ		北葛飾郡長
		1804	(粕壁より) 1746 発信	南桜井村カササギ 石川	
		1810	(幸手より) 1717 発信	警察署より加々見 ①	
	1817		1120 頃江戸川豊岡村槇野堤防決壊		栃木県知事
	1823		明使は久喜町に下ろされたし		東京出張 浅井
20		2012	(粕壁より) 1930 発信	岡田 ②	
		2013	(粕壁より) 1932 発信	岡田 ②	
21	2100		工費は秋元属が持参してきた。中島・槇野の防禦届は急水留目論見のことか？		岡田 ②
		2107	(川俣より) 2100 発信	川島 ③	
	2125		伊東に破堤箇所回らずから引き返すように		川島 ③
		2150	(粕壁より) 2105 発信	南桜井村長	
	2150	(粕壁より) 2120 発信	幸松村長 田中		
23		2359	(川俣より) 2315 発信	駐在所 伊東	

① 豊岡村派遣 幸手局利用

時間帯	発信時間	電 報 用 件	発 信 者
14	1400	江戸川花島地内槇野 11 時 20 分堤防破壊 在庁委員すぐ来られたし	豊岡村大字中島 岡田
15	1509	中葛飾郡豊岡村大字花島堤防破壊	郡役所
	1520	江戸川危し すぐ参られよ	各村惣代
16	1635	俵 3 万 至急購入の上送れ	豊岡村松本モヘエ方 岡田
17	1705	槇野堤防決壊 出張乞う	技師
	1717	堤防全部切れた 中葛飾郡に被害及ぶ模様 委細後から	警察署より加々見

② 豊岡村派遣 粕壁局利用

時間帯	発信時間	電 報 用 件	発 信 者
17	1746	中葛飾郡豊岡村破堤の急水留早く頼む	南桜井村カササギ 石川
19	1930	江戸川豊岡村中島 50 間、槇地 30 間余、いずれも今日午前 10 時大崩壊のところ防禦届く	岡田
	1932	花島堤防切所40間余浸水し今のところ吉田其外は地元村のみ急水止 工費回し送る	岡田
21	2105	切所浅し、急水留早く頼む	南桜井村長
	2120	豊岡村破堤、水留早く頼む	幸松村長 田中

③ 北埼玉郡川俣村派遣

時間帯	発信時間	電 報 用 件	発 信 者
21	2100	伊東帰庁の由なるも急破堤所の調べ難航中、当分助手としていてもらう	川島
23	2315	夜に川遣いを出す 明朝そちらに着く	技手駐在所 伊東

「水害ニ関スル書類」より作成

注) やり取りのない時間帯は時系列から省略した。

出張している浅井に向けて、工事資材となる空俵を久喜に降ろすよう手配せよと指示している。それゆえ、今回の水害以前からすでに資材調達に段取りを進めていたのであり、水位報告などの情報が生かされていたものと考えられる。ところで、堤防決潰という事実の報告は数カ所からなされているが、その後の人的被害や浸水状況といった報告は、17時17分に加々から「中葛飾郡に被害及ぶ模様委細後から」という電報以外着信していない。また、県も被害状況の報告を求め発信をしていない。県は堤防決壊に伴う人的、物的被害の把握よりも、堤防の応急工事を最優先にして連絡体制を整えていったことがわかる。そして、まさに浸水被害が発生し始めた当該村にとっても、最も速く県に知らせたい情報は被害状況や程度等ではなく、復旧工事の目途に関する内容であるところが興味深い。

一方、19時30分台の2通の電報から、破堤した堤防について防禦資材が届いたこと、そして破堤箇所と長さについて、地名が錯綜しているものの、このうち花島についてはすでに地元村のみで対応している分の急水留工費を算出していることが知られる。しかし、県はすでに秋元県属が工費については提出しているとしており、中島、楨野に関して確認を取るなど、事実確認に手間取る場面も見受けられる。

#### b. 8月13日

12日夜から日付が変わる13日未明にかけても電報のやり取りが続き（表3）、現地と埼玉県はまさに24時間体制で対応にあたっていたことが知られる。はじめに、昨日18時の段階で埼玉県は東京の浅井に工事資材が調達でき次第、久喜駅に発送するように指示していた。この時点では、県と浅井との間で見切り発車的に久喜への荷下ろしを決定し、現地にはそのことを知らせていない。日付が変わった直後の0時に、ようやく埼玉県から現地の岡田に、明日上野発9時の列車で俵1万が発送されるが、久喜に下ろす手配が可能かと連絡が行った。

これに対して現地はまず課長、技師が対岸におりすぐ相談できないと返答する。埼玉県はその間にも久喜への資材輸送に向けて、北・中葛飾郡長あてに久喜駅に人員を出し、荷物運搬に支障をきたさないよう指示している。しかし朝8時50分になって岡田から、久喜では困難とし、栗橋への発送を要望する電報が届く。県は5分後、東京に対して一旦空俵の購入を休止し待機するよう指示するが、これは県職員が久喜に行けなかった場合のことを考えてのことと思われる。しかし東京の浅井は、おそらくその知らせが届く前に様々な手配を終え、9時14分に残らず買入済、すべてを数度に分けて久喜に送ったと報告する。

ところで浅井は、自身が俵を購入し、それを持参して上野駅で貨物列車に搬入しているのではなく、各問屋や運送業者を回りながらそれぞれの手配に関する任務を行っている。それゆえ、久喜までの貨車の確保や俵の個数が確定した時点で埼玉県への報告をしていたと考えられる。しか

表3 江戸川水害時における情報のやり取り（明治27年8月13日）

埼玉県庁

時間帯	発信時間	着信時間	電 報 用 件	埼玉県あて 発信者	埼玉県より 宛先
0	000		俵1万明日上野9時発で送る、久喜に降ろす手配できるか、返事待つ		岡田 ②
1		128	(東京より) 118 発信	浅井 ①	
4	413		俵 9000, 棧俵 10120, すぐ久喜へ送れ		浅井 ①
6		625	(幸手より) 610 発信	岡田 ②	
	645		破堤急水留工事用明俵1万、本日9時上野発にて久喜に送る。当方より吏員出張従事するも至急を要するため同所へ吏員を派し荷降し運搬の補助をなすよう手配あれ		北中葛飾郡長
7	720		破堤急水留工事用明俵1万本日9時発、1万久喜に下ろす、同所より運搬手配ありたし、尤も郡役所より助手として吏員出張のはず		秋元
	745		杭木は地元にて手配できるのか、すぐに連絡を		?
8	855		明俵購入はしばらく休止、指示あるまで東京で待機		浅井 ①
9		920	(幸手より) 850 発信	岡田 ②	
		922	(東京府より) 910 発信	東京府	
	940		返電遅きため1万俵は久喜町となし夫々手配たのむ、残りの分は栗橋とすべきか、すぐ返信乞う		岡田 ②
		953	(東京より) 914 発信	浅井 ①	
10	1015		俵汽車積み込みは追って通知するまで見合わせ		浅井 ①
		1028	(第一土木監督署) 1010 発信	石黒	
		1030	(粕壁より) 850 発信	豊野村長 ヘンミ	
	1030		宗岡外3ヵ所急水留工事はこちらの連絡あるまで起工見合わせる		矢田技手
	1040		被害区域拡大につき急水留着手せしにつき工事の築品貸与を大臣に掛け合っていたかどうかよう願いたい		第一土木監督署所長
	1040		工事に要する船、租界購入にさし障るので監督署備え置ききの物件貸与をお願いする		内務大臣
11	1113		第一土木監督所築品は1120の汽車にて、署員を関宿に出す旨警察署長より通知ありその手配にかかれ		岡田 ②
		1123	(荒川流域担当) 1113 発信	矢田	
12		1200	(幸手より) 1145 発信	津田 ②	
		1220	(幸手より) 940 発信	田村 ②	
	1220		鉄道貨物休みの報あり、9時発の積み込みはどうか		浅井 ①
13	1300		豊岡の決壊地点へ黒田、菅沼、井口、鶴間を遣わすべし		第一土功区
		1320	(第一土功区より) 1300 発信	今井	
		1332	(東京より) 1319 発信	浅井	
	1350		1120 上野発で俵送った、すぐ運搬せよ		津田 ②
15		1525	(第一土功区より) 1450 発信	駐在員	
	1552		縄 3000 房、早急に久喜へ送れ		浅井 ①
17		1737	(栗橋より) 1600 発信	岡田	
		1740	(栗橋より) 1600 発信	岡田	
19		1937	(第一土功区より) 1932 発信	駐在員	
20		2040	(幸手より) 2030 発信	津田	
21		2122	(東京より) 2104 発信	浅井	
	2130		俵、縄は今夜送れるや?		浅井 ①
23	2300		俵其他4両、上野発で今夜久喜へ送る、すぐ手配すべし、また明日1列車にて5台栗橋へ送る筈、今夜の手配済、すぐ栗橋へ行け、終列車で須永属栗橋稲荷屋へ向け出張せし、同人と打ち合わすべし		津田
23	2350		桜堤急破ヶ所予算金額すぐ報告せよ、仕様書は明朝届くよう手配せよ		書記

表3 江戸川水害時における情報のやり取り（明治27年8月13日）（続き）

## ① 東京出張 浅井県属

時間帯	発信時間	電報用件	発信者
1	118	1万俵9時発に積む 残りも買い入れ中だが発送先はどこに？	浅井
9	914	残らず買入済、久喜停車場へ数度に送る、久喜派出官の報知あり	浅井
13	1319	900 発に間に合わず、後の汽車にて1120 発で俵送った	浅井
21	2104	10時に縄其外4台久喜へ、明日1列車にて5台栗橋へ送る	浅井

## ② 豊岡村派遣 幸手局利用

時間帯	発信時間	電報用件	発信者
6	610	課長、カガミ技師とも対岸にいてすぐ相談はできない、帰庁も遅くなる	岡田
8	850	俵は栗橋で降ろせ	岡田
9	940	縄8000房、杭3間末口3寸以上、3間半末口4寸以上、4間末口4~5寸以上、4間半末口5寸以上、皆600本を買入頼む。雇4名と津田も出張あれ	田村
11	1145	鉄道貨物休み、俵来ず、いかがすべきや、返事待つ。車は久喜藤田屋へ頼み置く	津田
20	2030	あと俵2万いつ届く？	

## ③ 豊岡村派遣 栗橋局利用

時間帯	発信時間	電報用件	発信者
16	1600	ノ切杭打ちはじめた	岡田
	1600	土俵3万いる、残り栗橋へ送れ	岡田

## 粕壁局利用

時間帯	発信時間	電報用件	発信者
8	850	豊岡村堤防切れ所あり、すぐ急水留えよう	豊野村長 ヘンミ

## 東京府

時間帯	発信時間	電報用件	発信者
9	910	総武線鉄橋の足場は取り払った	東京府

## 第一区土木監督署

時間帯	発信時間	電報用件	発信者
10	1010	築品の件、11時20分の汽車にて関宿へ署員を出す	石黒

## 荒川流域担当 矢田技手

時間帯	発信時間	電報用件	発信者
11	1113	堤防崩壊急水止工事新川宗岡村32間1050円、古谷71間850円、入間川中島間415円、都幾川野本68間400円指揮を待つ	矢田

## 熊谷局利用 第一土功区

時間帯	発信時間	電報用件	発信者
13	1300	工事雇は第一区より4名送る、杭木は手配して310汽車で草刈属が出向く	今井
14	1450	工夫8名江戸川に回したり	駐在員
19	1932	江戸川へ黒田、井口回したり、鶴間に明日、菅沼に電報かけた	駐在員

「水害ニ関スル書類」より作成

注) やり取りのない時間帯は時系列から省略した。



し当日は鉄道ダイヤが乱れており、その情報まで浅井には伝わっていなかったらしい。それゆえ、だれもが上野9時発の貨物列車で空俵が久喜に届くと思っていたところ、思わぬ知らせが久喜から入る。それが、11時45分の「鉄道貨物休み俵来ず」という事態である。しかも、栗橋への資材発送を希望していた現地では、第1便が空振りとなったことで、このまま久喜にとどまり次の列車を待つのか、栗橋で受け取るのか判断できない状況となってしまった。おそらく、栗橋で物資を下ろした場合には、利根川、権現堂川を經由し、現地まで船で輸送することも考慮していたものと思われる（図3）。

東京の浅井はようやく13時19分に電報を発信し、9時の列車ではなく11時30分の列車で発送したことを告げる。埼玉県は13時32分のこの事実を知り、18分後の13時50分、東京からの報告を現地の津田に発信する。この後に現地から追加俵2万の要請があるが、当該列車に関する未着トラブル等の報告はないため、最初の資材は無事久喜に到着したものと考えられる。一方

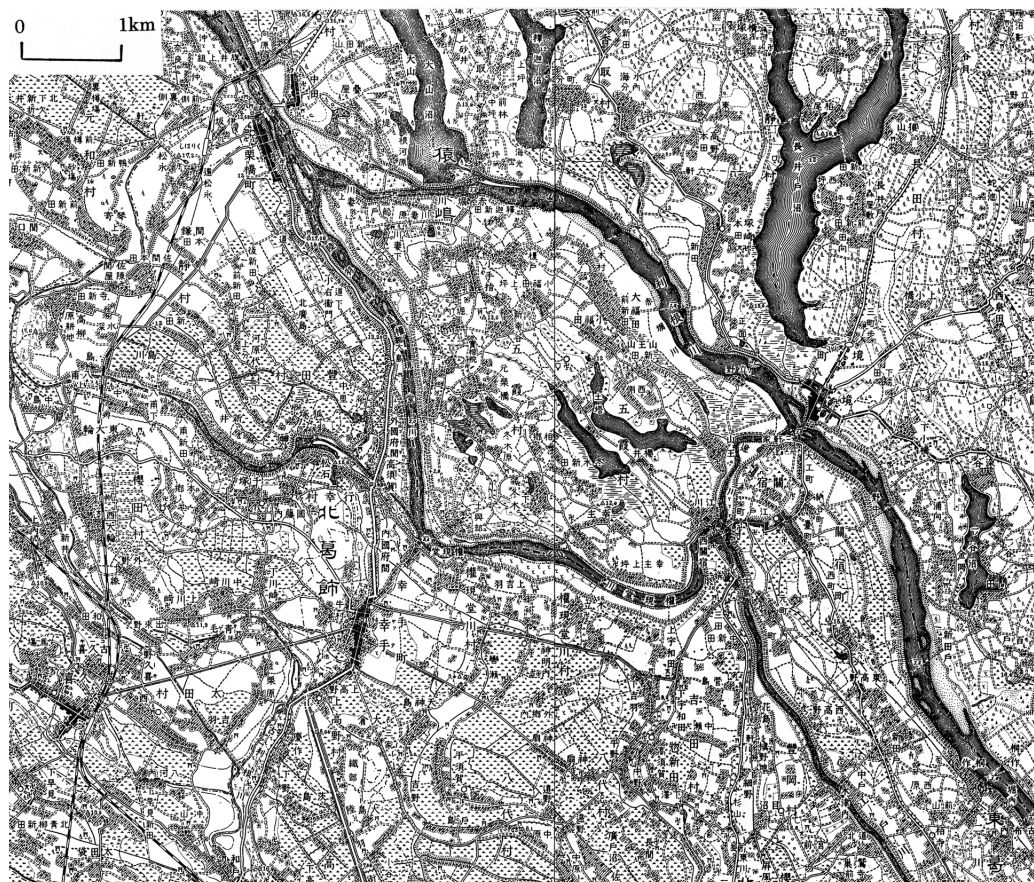


図3 栗橋、久喜駅と豊岡村の位置関係

5万分の1地形図 明治40年測図「水海道」,「幸手」を縮小して使用

で東京出張の浅井も11時20分の列車で第1便を送り出した後、さらに資材調達を続けているが、順次発送というわけにはいかず、第2便として送り出したのは午後10時に貨車4両分、第3便は翌14日の1番列車で貨車5両分としている。また、明朝の第3便から、受取先がようやく久喜から栗橋に変更されることになり、その旨が23時に埼玉県から現地の津田に指示されている。

13日は県と東京、現地との間で交わされた電報の数が最も多いが、その内容は現地からの資材の要請、受け渡し駅とその時間、東京からの調達資材の数と列車の到着時間を知らせるものであった。県は両者の間に立ち、情報の取りまとめや再確認の手段として電報を利用していたことがわかる。その一方で、一つ重要な指示を荒川流域にも出している。それが10時30分発信の電報で、本来着手すべき宗岡他3箇所の急水留工事を、こちらの指示があるまで着工見合わせというものである。このことは、本来ならば宗岡村においても堤防の破損箇所があり、応急工事に着手しないと堤内に洪水流が入ってくる危険があるということを意味する。また、この時埼玉県が東京での調達を指示する資材も、すべて江戸川の急水留に向けたものであり、一部でも荒川方面へ送る要請はない。それほど、埼玉県は今回の江戸川の水害を重く見ていたものと思われる。

また、資材は不足しがちであったらしく、県はその調達について、国が管轄している第一区土木監督署に資材の借用を申し込んでいる<sup>(16)</sup>。土木監督署は関宿に人を出すと警察署長から連絡があり、その資材借用のため関宿に人員を向かわせるよう岡田に指示している。また、熊谷の第一土功区に江戸川の工事のため人員を送る要請も併せて行っている。

### c. 8月14日、15日

8月14日になると、電報の利用は減少する。一方豊岡村の現地には須永、吉原、岡田の3人が行動を共にしていたらしく、幸手局を利用するグループとして名前が登場する。一方、津田が同じく豊岡村にいますが、こちらは栗橋局を利用し貨車が到着すると資材を運搬する別働隊であり、午後になると須永は栗橋に合流している。

埼玉県当局は、まず11時に第一区、第二区宛に防御工事の箇所ならびに金額の報告を要請するが、その後は17時台に至るまで発信を行わない。豊岡村の2班は、俵の不足とその催促を出しているが、埼玉県は東京からの詳しい状況報告が入るまで返答をしていないことになる。そして21時15分に、ようやく14日に貨車で送った内訳が判明し、栗橋に対して明日の到着を待つこと、としている。東京は、貨車15両分の俵を確保し、この日の貨物列車に順次積み込みを行っているが、残り5,000俵は列車に積みこめなかった。このように東京側は、空俵や縄といった資材の集荷は比較的順調に行っているものの、それらを運搬する貨車の手配に苦慮している様子が知られる。

8月15日は東京から送った俵のやり取りに終始しているが(表4)、送る側の東京と、受け取



表4 江戸川水害時における情報のやり取り（明治27年8月14日、15日）

8月14日

埼玉県庁

時間帯	発信時間	着信時間	電 報 用 件	埼玉県あて 発信者	埼玉県より 宛先
11	1100		出水中防禦工事を施した箇所及び金額の見込みを取調べすべく報告ありたし		第一区第二区
13	1300		俵類はすべて送り済みか？		浅井 ③
		1305	(幸手より) 1242 発信	須永 ①	
14		1405	(幸手より) 1320 発信	埼玉県書記官 ①	
		1407	(幸手より) 1350 発信	豊岡村出張 吉原 ①	
16		1608	(幸手より) 1350 発信	岡田 ①	
		1610	(東京より) 1529 発信	浅井 ③	
17	1700		15両分の俵数と時間、残り数を報告せよ		浅井 ③
		1712	(栗橋より) 1635 発信	津田・須永 ②	
19		1955	(栗橋より) 1700 発信	津田・須永 ②	
20		2017	(東京より) 1905 発信	浅井 ③	
		2030	残り5000は今日末汽車にて送るべし		浅井
21		2115	残りの俵、末汽車か明日1番にて送る		津田・須永 ②

① 豊岡村派遣 幸手局利用

時間帯	発信時間	電 報 用 件	発 信 者
12	1242	久喜着の荷物は明日朝運搬し、栗橋に行く	須永
13	1320	権現堂川村洩所は異常なし	埼玉県書記官 吉原
	1350	当所杭打、今日出来る見込み	豊岡村出張 吉原
15	1550	〆切杭打ち立て済む、土俵まだ未着すく送れ	岡田

② 豊岡村派遣 栗橋局利用

時間帯	発信時間	電 報 用 件	発 信 者
16	1635	俵はいつまでに送り済むか、至急報告乞う	津田・須永
17	1700	俵益々急ぐ、明日1番にて全て送ってもらいたい	津田・須永

③ 東京出張 浅井県属

時間帯	発信時間	電 報 用 件	発 信 者
15	1529	15両送る、余りは本日済む見込み	浅井
19	1905	6時5両、11時5両、2時5両、5時2両送る、残り5000俵	浅井

8月15日

埼玉県庁

時間帯	発信時間	着信時間	電 報 用 件	埼玉県あて 発信者	埼玉県より 宛先
9		945	(東京より) 832 発信	浅井 ①	
		1010	(栗橋より) 845 発信	津田 ②	
10	1015		久喜の不明受取人は2人とも栗橋稲荷屋にいる		浅井 ①
	1030		運搬車が不足、今日中には送る		津田
13	1300		残りの俵急ぐ、いつ送り済むか		浅井
14		1405	(東京より) 1325 発信	浅井 ①	
21		2135	(東京より) 2058 発信	浅井 ①	
(時間不明)			13日工第713号照会、防禦工事施工箇所予算書明日中に送れ		川島技手

① 東京出張 浅井県属

時間帯	発信時間	電 報 用 件	発 信 者
8	832	久喜と栗橋で俵を受け取る人名、宿所を教えてください	浅井
13	1325	18時に済む見込み	浅井
20	2058	残らず送り済み	浅井

② 豊岡村派遣 栗橋局利用

時間帯	発信時間	電 報 用 件	発 信 者
8	845	残りの俵来ず。2番列車で来るのか？	津田

「水害ニ関スル書類」より作成

る側の栗橋で再び齟齬があり、その確認が行われている。すなわち、東京が送った俵がどういう訳か久喜で下されたのであるが、受取人の名前が不明であったため荷物が一時的に駅で止め置かれてしまった。一方の豊岡村側は栗橋で荷物を受け取る予定であり、またしても到着するはずの貨物列車に俵が入っていないことに驚いたのである。「残りの俵来ず、2番列車で来るのか」と尋ねたのはそのためである。また、貨車の不足はこの日も続いており、埼玉県から栗橋に「運搬車が不足」と報告がある。この俵は、昨日の段階では朝1番の列車で送ることとなっていたが、この日13時の段階でようやく18時の列車に積み込みとなっており、当初の予定から大きく遅れることとなった。しかも、東京から積み込み完了の知らせが発信されるのは20時58分になってからであった。

#### d. 8月16日以降の4日間

8月16日は、豊岡村の工事現場から資材の催促はないが埼玉県は東京に対して「空俵2万枚俵付き、至急購入の上栗橋へ送れ」と指示している。一方、16時に杉戸町から「今日午前8時庄内古川筋長沼地先10間崩壊」と報告される。しかしこれは午前8時に発生した後、8時間が経過していること、また杉戸町のみが発信であることなどから、緊急の知らせではないものと推察される。昨夜のうちに必要資材の大半を現地に搬入できたこともあり、この日は大きな動きはない。22時18分に幸手から「増杭明日伐採、林区署許可す」という連絡があり、これを受けて23時6分、第一土功区宛に「工事雇3名明日豊岡村切所へ派遣せよ」と人員追加を指示し、復旧工事が進んでいる様子が知られる。

8月17日も大きな混乱はなく、9時30分に埼玉県から東京に「今日すべて栗橋に到着取り計らうべし」と指示がでている。また、同じく9時30分には幸手局から「俵その他4,960個到着」、12時30分に「悉皆運搬済」が報告されている。ところで東京では、昨日指示を受けた空俵2万枚の手配が進められていたが、13時42分に「2万口まだ送らず、本日中俵1万、縄何程か送る見込み」としている。一方、昨日破堤報告があった庄内古川では、この日粕壁の第三土功区による巡視があり、20時17分に2つの村について破堤被害なしと判明している。

8月18日はさらに電報の発信着信回数は減少し、埼玉県からの発信は0件となる。しかし、豊岡村では応急工事地点で増水に見舞われ一時緊迫した状況になった。そのため空俵の追加と技師の出張を要請するが、すぐに増水が止まり、10時25分には「明日の朝までにできる見込み」となる。この時現地から報告したのは松田で、先に見た津田などはすでに現地を引き上げている。東京の浅井からは12時22分に、11時の段階として「午後より発車せず、昨日の分今日に回る、他に7両送る。残り2800」と、空俵の輸送が翌日にずれ込むことが報告されている。しかし空俵は現地で不足しているわけではなく、埼玉県が追加を指示したこの2万枚は、次の緊急時のた

めに備蓄に回されるものであったと考えられる。

8月19日の18時59分、栗橋の須永が「物運搬終了、当地を去る」と発信し、8月12日水害による堤防の応急工事はこの日をもって終了する。一方、埼玉県は荒川水系に出た被害に対応するため、この日14時10分、川島技師宛に「南吉見村急破箇所へ急施を要するべきものと認め工費400円を目途とし仕様書編成、明日午前中に第一土功区駐在所に出張中の加々見技手に渡すよう」指示する。しかし川島技師は21時に「他の切所に比べ、延期も差し支えなき見込み」と返答している。利根川・江戸川水系と荒川水系における応急工事については、前述した8月12日の電報において、江戸川破堤を優先するため、工事着手となっていた新河岸川流域の宗岡村の工事を延期するよう県が決定していた。このように、埼玉県では荒川水系よりも利根川・江戸川水系での破堤復旧を優先させる傾向が、若干ではあるが見受けられる。

## V おわりに

本稿は、かつて距離の離れた2地点において最も早い情報伝達手段であった電報を資料として、それが水害という緊急時において、関係者間でいかなる情報が行き来し、水害に対応していくのかを検討した。電報は1通ごとに料金がかかるため、発信される情報は重要性、緊急性が高いものを優先する傾向にある。明治20年代にはかつての宿場町や鉄道駅に電報局が設置され電報の一般利用が可能な状況であったが、埼玉県もこの情報伝達手段を有効に活用しており、まず平素から河川の水位報告の手段として利用していた。この報告は16河川に及び、かつ利根川、荒川には複数の観測地点を設け、短時間でその情報が埼玉県にもたらされる仕組みとなっていた。県は、出水状況などからある程度の危険箇所を察知することが可能となり、人員の派遣等迅速に対応した。また、状況に応じて各地の土功区に配置された県職員を水害地点に追加派遣することも可能であった。そして、水害発生当初重要視された情報は、破堤地点とその時刻に関する報告と並び、この人員配置に関するものであった。

堤防決壊後は、急水留と呼ばれる応急工事に関する情報のやり取りに終始した。その内容は、資材調達、その発送先に関するもので、調達を担当する東京出張者と、決壊地点で工事を開始した現場の要請の間に立ち、県が両者の間で必要な連絡を仲介する役割を担った。これらを時系列に沿って並べてみたところ、東京では工事資材やそれらを輸送する貨車の調達に苦慮し、時には列車の運休発生により資材到着の遅れが顕著となり、両者に混乱が生じることがしばしば発生した。突発的な需要のために貨車を手配することが当時どれほど可能であったかについては、今後鉄道史研究を踏まえて議論する必要がある。

一方、洪水による被害状況を復元する資料として電報に着目した場合、これまで用いられてき

た第一次資料の特徴ともいえる、被害の全体像を把握するための人的、物的被害の集計については、まったくやり取りされていなかった。ところで、この水害は幸いにも豊岡村1村の堤防が決壊したのみで他に大きな被害がなかったため、人的被害は少なかったことも予想されよう。しかし、農地に関しては少なからず被害が発生していたはずであり、電報の中にも8月12日の決壊当日には「堤防全部切れた 中葛飾郡に被害及ぶ模様 委細後から」という電報が発信されている。しかし、その委細については電報によるやり取りから外れていたものであり、電報の料金や文字数の限界との関係を指摘できよう。

一方で、この水害では江戸川の破堤被害を復旧させることを優先し、それ以前に発生し応急工事計画が進んでいた荒川流域での工事を延期する決定が2地点において発生していたことが明らかとなった。埼玉県が利根川水系である江戸川と、荒川のどちらかに優劣をつけて治水事業を行っていたとは一概に言えない。しかし江戸川の分流地点にはすでに国によって築かれた「棒出し」が存在し、舟運路の安定と東京下町地区に利根川流域の増水が影響しないよう治水政策が進行中であった。埼玉県がこの施策に少なからず影響を受けている可能性もあり、この後、明治29年(1896)に河川法成立後ただちに開始される国費による利根川改修事業の流れと関連し、説明は今後の課題としたい。

#### 付 記

本稿作成に当たり、埼玉県文書館の皆さんには資料閲覧のご配慮をいただきました。また、城西大学非常勤講師の田嶋豊穂先生には、資料の所在についてご教示をいただきました。以上記して厚く御礼申し上げます。本稿の骨子は2011年6月歴史地理学会大会にて発表した。

#### 《注および参考文献》

- (1) たとえば①藤井泰介・渡辺操「常習水害地域における農業の変貌」地理学評論 29, 1956, 678-680 ページ。②安藤萬寿男編『輪中——その展開と構造——』古今書院, 1975。③山下琢巳「天竜川下流域における水防組合活動とその経済的基盤——明治から昭和戦前期を中心として——」歴史地理学 42-1, 2000, 64-83 ページ。など。
- (2) たとえば①内田和子『近代日本の水害地域社会』古今書院, 1994。②山下琢巳「天竜川下流域における治水事業の進展と流域住民の対応——江戸時代から明治時代までを中心として——」地理学評論 75-6, 2002, 399-420 ページ。など。
- (3) たとえば高橋和雄『雲仙火山災害における防災対策と復興対策——火山工学の確立を目指して——』九州大学出版会, 2000。など。
- (4) 一般的に、水の勢いを制御し、堤防本体の前面に設置される河川工作物を差す。
- (5) 前掲(2)②。
- (6) たとえば①近代日本研究会編『近代日本と情報』山川出版社, 1990。②石井寛治『情報・通信の社会史』有斐閣, 1994 など。
- (7) たとえば①藤井信幸「郵便汽船三菱会社における電信利用——明治前期海運業の情報システム——」経営史学 25-3, 1990, 40-57 ページ。②藤井信幸「明治期生糸販売における情報伝達システム——合資岡谷製糸会社と純水館の電信利用——」史学雑誌 102-8, 1993, 76-94。など。

- (8) 埼玉県行政史編纂室編『埼玉県行政史』埼玉県政情報資料室，1989。によると，内務部第二課は明治23年「埼玉県分課規程」により再編成され，農工商・土木行政を担当する部署となる。
- (9) 前掲(8)によると，県組織の改正が多く官職名が統一されていない場合もあるが，この当時「属」の名称は課長の下クラスを差し，技師，技手は土木工事に精通した常雇の技術官を差す。
- (10) 関東電気通信局編『関東電信電話百年史 上』電気通信協会，1968。
- (11) 大熊孝『利根川治水の変遷と水害』(叢東京大学出版会，1981)。
- (12) 利根川では，下中条，須加，大越，栗橋，山王堂，中瀬，川俣下に量水標があった。
- (13) 川名登『近世日本水運史の研究』雄山閣，1984。
- (14) この人物は岡田竹五郎で，後に第二課長を務め，明治30年(1897)には鉄道技師として逓信省に移動となる。
- (15) 破堤した豊岡村は中葛飾郡であるが，中葛飾郡は郡域が狭く，郡役所も隣の北葛飾郡の杉戸に兼任で置かれていた。それゆえ北葛飾郡への指示は，当該郡への指示として考えてよい。
- (16) 第一区土木監督署に借用するのは船と粗朶で，それらは内務大臣にまで知らせを出すものである。